

2. 健診項目

- ・ 選手の歩行を見て跛行やバランスに異常がないか評価する。
- ・ 選手に問診を行い、必要に応じて検査する。
- ・ 出場停止期間ではないか確認する。
- ・ カットや打撲症が顔面・頭部・ターゲットエリア内にはないか診る。

カットについては、適切な処置がされていれば試合は可能だが、要注意とする。

- ・ 眼の周囲、鼻骨、上顎、下顎に骨折がないか触診を行う。
- ・ 対光反射、眼振の有無など眼のチェックを行う。
- ・ 歯牙、口腔内、咽喉内の診察を行う。

歯列矯正器具を装着している選手は作成した歯科医の許可（診断書）があれば競技が可能である。着脱式の場合は外して競技し、固定式の場合は歯科医が作成したガムシールドを装着しなければならない。

- ・ 頸、脊柱、四肢に疼痛がないかをチェックする。
- ・ 拳、手関節の視診、触診を行う。
- ・ 胸腹部のチェック

胸部：胸郭の圧痛、聴診（心雑音・肺雑音の有無のチェック）する。

腹部：圧痛、脾腫大、肝腫大、鼠径ヘルニアなどを腹部の触診でチェックする。

・ 皮膚に水疱期の帯状疱疹や感染の可能性のある皮膚疾患がないか診る。感染性の皮膚疾患がある場合は、競技することができない。

・ 女子の場合、月経中か否か、月経中であれば月経時痛の有無を確認する。胸部の健診では乳房の張りや疼痛、腹部の健診では下腹部の腫脹・疼痛をチェックする。月経中の場合は要注意とする。

<当日、病気や外傷で欠場する場合の取り扱い>

- ・ 基本的に選手本人が健診会場に来場すること。
- ・ 状態により来場できない場合は、診断書と選手手帳、健康申告書を持った代理人（原則として指導者）が来場すること。
- ・ 健診開始前、もしくは開始後に、健診会場に出向き、スタッフと共にバイタルサインチェック・内科健診を省略して、直接総合判定に行き「健診失格」として手帳に記載を受け、手帳は返却してもらう。健康申告書は総合判定の医師が捺印して回収する。
- ・ 健診責任者DSへ選手（代理人）、メディカルジュリー統括者と一緒に報告する。

ナックル・歯・瞳孔・胸腹部・瞳孔・腱反射

ア 診察者（医師） 1 名・記録者 1 名を 1 組とし行う。

イ 記録者は、ナックル・歯・瞳孔・胸・腹部・腱反射、の欄に医師の指示にしたがって選手手帳に記入する。

ウ 正常は「黒書」、正常以外は「赤書」とし、付箋をつける。

結果記録は

- 【内診が正常な場合は、選手手帳の胸腹部欄に黒字で「np」の字を書く。
- 瞳孔が正常な場合は「正常」を黒の○印で囲む。
- 異常の場合は、該当項目を赤の○印で囲む。
- 腱反射が正常な場合は、選手手帳の「正」を黒の○印で囲む。
- 異常の場合は、赤字で記入し付箋をつける。】